

建設業法施行令の一部改正に伴う取扱いについて

建設業法施行令の一部が改正され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額並びに専任の現場配置技術者を必要とする請負代金額等が引き上げられました。

これら建設業法施行令の一部改正に伴い、本市の取扱いについても、下記のとおり、見直します。

記

1 建設業法施行令の改正内容

(1) 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額

建築一式工事以外の工事の場合 (現行) 4,000万円 → (変更後) 4,500万円

建築一式工事の場合 (現行) 6,000万円 → (変更後) 7,000万円

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額

建築一式工事以外の工事の場合 (現行) 3,500万円 → (変更後) 4,000万円

建築一式工事の場合 (現行) 7,000万円 → (変更後) 8,000万円

2 改正建設業法施行令の施行日

建設業法施行令の改正は、令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について改正後の基準が適用されます。

3 留意事項

(1) 本市における監理技術者等の専任の取扱いについて

建設業法施行令の改正に伴い、本市における監理技術者等の専任の取扱いを記載している通知「監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」を別添のとおり、改正します。

(2) 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額変更に伴う取扱いについて（工期途中における監理技術者から主任技術者への途中交代）

現在、施工中である予定価格9,000万円未満の工事において、監理技術者を配置している場合については、下請契約の請負代金額が、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満である場合、工期途中においても監理技術者から主任技術者への途中交代を行うことが可能となります。

ただし、途中交代にあつては、次の措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することを条件としています。

- ・元請業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定すること。
- ・工程上一定の区切りと認められる時点とすること。
- ・工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること。

(3) 主任技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額変更に伴う取扱いについて（工期途中における主任技術者の専任緩和）

現在、施工中である請負代金額3,500万円以上4,000万円未満の工事において、主任技術者を配置している場合については、従前までは1件の工事にものみ配置が可能でしたが、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することを条件に、2件までの工事の配置が可能となります（当該主任技術者が営業所専任技術者である場合を除く。）。

なお、専任緩和に係る詳細については、別添通知「監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」をご参照ください。

4 適用時期

令和5年1月1日から適用します。

なお、12月公告案件の入札可能件数については、従前のとおり3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）を基準としますが、工事に技術者を配置する際の専任要件については、今回の取扱いを適用します。